

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 30 日

各都道府県・指定都市空き家対策担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項に基づく各事業者への提供依頼について（情報提供）

令和 4 年の地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に基づき、市区町村長が電気、ガス等の供給事業者等の保有する契約情報等は提供を求めることができる情報であることを明確化することとされました。

この対応方針の決定を受け、法第 10 条第 3 項に基づき、市区町村長は、電気、ガス等の供給事業者等に対して、その保有する契約情報等の提供を求めることができることをお知らせいたします。この点につき、資源エネルギー庁とも協議済みであることを申し添えます。

なお、市区町村から一般送配電事業者及び一般ガス導管事業者への情報提供の依頼方法や各事業者における応答方法等については、資源エネルギー庁とも協議の上、改めて周知させていただきます。

また、第 211 回通常国会に提出した「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」では、法第 10 条第 3 項において「空家等に工作物を設置している者」を明示し、市区町村長が、空家等に工作物を設置している電気、ガス等の供給事業者等に対して情報提供を求めることができることを一層明確化することとしております。

都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知願います。

以上